

道路バリアフリー化

五輪向け重点区間を指定（国土交通省）

国土交通省は5月30日、東京オリンピック・パラリンピック開催までにバリアフリー化する道路の重点区間約25キロメートルを決めた。

重点区間に指定されたのは、競技会場や観光施設周辺の国道約20キロメートルと、高齢者や障害者が利用する駅や官公庁などの施設を結ぶ生活関連経路

と同経路のうち国交大臣がバリアフリー化すべき路線に指定した特定道路約5キロメートル。指定された区間は、歩道と車道の段差改善や道路の平坦性の確保、視覚障害者用誘導点字ブロックの配置などの工事を行う。

（福祉新聞・第2766号 2016年6月13日）

就労定着の強化へ

改正発達障害者支援法が成立

自閉症の人などへの早期発見などを定めた発達障害者支援法の改正案が5月25日、参議院本会議において全会一致で可決、成立した。国や都道府県が就労機会を確保するとともに、定着支援を強化する。付帯決議は6項目付いた。

10年前に策定された同法が見直されるのは、今回が初めて。障害者権利条約を批准したことなどを背景に、超党派で構成する「発達障害の支援を考える議員連盟」（尾辻秀久会長）が改正案を検討していた。

改正法は、就労と教育支援を強化することなどが柱。子供から高齢者までどのライフステージでも切れ目のない支援を目指す。

就労支援については、自治体が都道府県に発達障害者支援地域協議会（仮称）を設置できることとし、関係機関の連携を促進する。また就労機会の確保

や、職場での定着支援などを規定。事業主についても、発達障害者の特性に応じた雇用管理を求めた。

教育に関しては、学校が発達障害児の長期個別計画を作成する。福祉関係機関との情報共有や連携も推進し、いじめ対策も強化する。

このほか、発達障害者の特性に配慮した刑事捜査についても盛り込まれた。

一方、付帯決議は6項目付いた。

発達障害者やその家族に対する心のケアも含めた相談体制の構築や、学校の教職員への発達障害に関する研修の実施が盛り込まれた。

また、発達障害者の多くが障害者手帳を所持していないことから、障害者手帳についてあり方を検討することや、発達障害の定義の見直しについても言及した。

（福祉新聞・第2765号 2016年6月6日）